

令和4年7月28日
保 育 部
保 育 課

労働基準監督署による区立保育園への是正勧告及び指導について

1. 主旨

令和4年5月20日及び7月13日に、区立上用賀保育園に対して、渋谷労働基準監督署（以下、労基署という）より労働安全衛生法及び労働基準法違反については是正勧告及び指導を受けた事項について、是正し、労基署へ報告した。

2. 経緯

令和3年6月17日 同年5月19日に発生した労働者災害について認定請求手続きを開始する。労働者災害については、次のとおり。
調理室にて、使用済みハンドブレンダーを洗う際、コンセントを抜かずにいた為、スイッチが入り左手中指の先が巻き込まれ負傷。
（左中指皮膚裂傷）

令和4年5月10日 上記労働者災害に関して労基署による立ち入り調査が入る。
5月20日 労基署より是正勧告及び指導を受ける。
6月3日 6月3日是正期日分の報告を労基署へ提出する。
7月13日 7月15日是正期日分の是正報告書を労基署へ提出する。
調査過程で判明した事項に対し、追加の是正勧告を受ける。
7月27日 7月29日及び8月15日是正期日分の是正報告及び指導事項の報告書を労基署へ提出する。

3. 是正勧告、指導の内容及び是正、調査内容

（1）是正勧告（令和4年5月20日付）

法令項等	違反事項	是正期日	是正内容
安衛法第20条第1号（安衛則第108条第1項）	機械の刃部のそ うじ等を行う際 に、当該機械の 運転を停止して いないこと。	令和4年 7月15日	・洗浄作業に係る作業手順書を作成し、労働者に周知・徹底させた。 ・掲示物等により注意喚起表示を行った。 ・リスクアセスメントを実施し、必要に応じたリスク低減措置を講じた。 <令和4年7月13日報告済>
安衛法第13条第1項（安衛令第5条）	常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、産業医を選任していないこと。	令和4年 6月3日	令和4年6月3日に産業医を選任し、労基署に届出済みである。 <令和4年6月3日報告済>

安衛法第12条第1項(安衛令第4条)	常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、衛生管理者を選任していないこと。	令和4年7月15日	衛生管理者選任予定者1名、令和4年10月に受験予定である。 <令和4年7月13日報告済>
安衛法第18条第1項(安衛令第9条)	常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、衛生委員会を設けていないこと。	令和4年7月29日	・令和4年7月27日に衛生委員会を実施した。議事録については、作成次第労基署へ提出する。 <令和4年7月27日報告済>
安衛法第66条の8の3(安衛則第52条の7の3)	タイムカード等の客観的方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握していないこと。	令和4年7月29日	・令和4年6月21日からタイムレコーダーを設置し、タイムカードを使用した出退勤管理を行うようにした。 <令和4年7月27日報告済>

(2) 指導事項(令和4年5月20日付)

指導事項(概要)	報告期日	報告内容
1. 令和3年5月19日に発生した労働災害について、以下の事項に留意の上、再発防止対策を講じてください。 (1) 洗浄作業に係る作業手順書を作成し、労働者に周知・徹底させること。 (2) 掲示物等により、注意喚起表示を行うこと。 (3) リスクアセスメントを実施し、必要に応じてリスク低減措置を講じること。	令和4年7月29日	(1)~(3)について対応した。 <令和4年7月13日報告済>
2. 適正な労働時間の把握方法を検討いただき、その結果、採用することとした労働時間の把握方法及び当該把握方法を実行後1か月間の労働時間管理の状況について、令和4年7月29日までに労働時間の記録及び賃金台帳を添えて報告してください。	令和4年7月29日	令和4年6月21日からタイムレコーダーを設置し、タイムカードを使用した出退勤管理を行っている。 <令和4年7月27日報告済>
3. 正規職員の労働時間について、賃金計算の基礎となる労働時間とICカー	令和4年7月29日	① 労働時間管理について、所属長を中心に各職員の出

<p>ドの打刻記録との間に相違が存在しているにもかかわらず、その相違が生じている原因を合理的に説明できない状況が認められます。</p> <p>(1) ①実際の労働時間を適正に把握するための具体的な方策を講じた上で、その実施状況及び実施後の労働時間管理の状況を、令和4年7月29日までに、労働時間の記録及び賃金台帳を添えて報告してください。</p> <p>②その後も、労働時間管理の状況については、令和4年9月までの間、月1回、定期的に報告してください。</p> <p>(2) ③過去6か月間に遡って、上記関係記録等を示した上で各労働者から事実関係について聞き取りを行うなどの実態調査を行い、その結果と今後の改善策について、令和4年7月29日までに報告してください。</p> <p>④なお、当該実態調査の結果、差額の割増賃金の支払が必要な場合は、追加で当該差額を支払うとともに同種事案の再発防止のために具体的な方策を講じた上でこれらの事項について、併せて報告してください。</p>		<p>退勤時間を月2回確認し、勤務開始・終了時刻と打刻時刻との乖離(30分以上乖離がある場合)がある場合、該当職員に聞き取りを行う等実態把握を行うことにした。</p> <p>②①で講じた管理方法を継続する。</p> <p>③実態調査の結果を踏まえた改善策は①のとおりである。</p> <p>④実態調査の結果判明した差額の割増賃金の支払いは、今年度分は7月給与にて支給済み、昨年度分は8月給与にて支払うこととしている。なお、同事項は、7月13日付是正勧告書に対する是正内容の中でも報告する。</p> <p><令和4年7月27日報告済></p>
---	--	--

(3) 是正勧告 (令和4年7月13日付)

法令項等	違反事項	是正期日	是正内容
<p>労基法第37条</p>	<p>時間外労働に対し、2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。 (不足額については、令和3年9月30日に遡及して支払うこと。)</p>	<p>令和4年8月15日</p>	<p>指定の期日まで遡り調査したところ(令和3年9月30日～令和4年5月24日)、未申請の超過勤務が判明した。未申請分については、今年度分は7月給与にて支給済み、昨年度分は8月給与にて支払うこととしている。</p> <p><令和4年7月27日報告済></p>

4 再発防止に向けて

今般の労基署からの勧告及び指導内容を深刻に受け止め、保育の質の維持・向上のためには、保育園職員が安心して働くことの出来る安全な職場環境を整えることが重要であることを改めて全区立園において確認した。

常時50人以上の職員を使用している園における衛生管理者の設置等、労働安全衛生法上の必要な対応がとられていない区立保育園について、早急に対応を図るとともに、全庁に対して、総務部から、各部の事業所における労働安全衛生体制の整備について通知した。

また、保育園はひとつの職場の職員の人数が多い上に事務室が狭く、パソコンを使う時間が保育後の時間に集中し、超過勤務申請を行おうとしても誰かが使用していて、直ぐには申請出来ないなど保育園特有な環境であることから、上用賀保育園だけでなく、全園に対し、超過勤務の未申請の有無について調査を実施する。全庁に対しては、総務部から、勤務時間の適正管理について周知を行っているが、改めて、手続き漏れがないよう職員へ注意喚起するとともに、手続き漏れがあれば所属長へ申し出るよう周知する。

更に、出退勤管理のシステムが対応していない会計年度任用職員を含めた一部の常勤職員の労働時間の実態把握については、総務部において、年度内の早期を目途に客観的な出退勤時刻の把握ができる手法の検討を進める。

5 参考資料

- (1) 是正勧告書（令和4年5月20日付）
- (2) 指導票（令和4年5月20日付）
- (3) 是正勧告書（令和4年7月13日付）
- (4) 是正報告書（令和4年7月15日 是正期日分）鑑文（7/13 労基署提出済み）
- (5) 是正報告書（令和4年7月29日 是正期日分）鑑文（7/27 労基署提出済み）
- (6) 指導票報告（令和4年7月29日 是正期日分）鑑文（7/27 労基署提出済み）

様式第2の1号の2



是正勧告書

令和4年5月20日

世田谷区立上用賀保育園
区長 保坂 展人 殿

渋谷 労働基準監督署

労働基準監督官

貴事業場における下記労働基準法、労働安全衛生法違反及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準違反については、それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。

なお、法条項に係る法違反（罰則のないものを除く。）については、所定期日までに是正しない場合又は当該期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事案の内容に応じ、送検手続をとることがあります。

また、「法条項等」欄に印を付した事項については、同種違反の繰り返しを防止するための点検責任者を事項ごとに指名し、確実に点検補修を行うよう措置し、当該措置を行った場合にはその旨を報告してください。

(注意)
一、労働安全衛生法等関係法令違反を原因として、労働災害が発生させた場合には、是正期日前であっても、労働者災害補償保険法に基づき特別に費用を徴収することがあります。
二、この勧告書は三年間保存して下さい。

法条項等	違反事項	是正期日
安衛法第20条第1号 (安衛則第108条第1項)	機械の刃部のそうじ等を行う際に、当該機械の運転を停止していないこと。	4.7.15
安衛法第12条第1項 (安衛令第4条)	常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、衛生管理者を選任していないこと。	4.7.15
安衛法第13条第1項 (安衛令第5条)	常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、産業医を選任していないこと。	4.6.3
安衛法第18条第1項 (安衛令第9条)	常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、衛生委員会を設けていないこと。	4.7.29
安衛法第66条の8の3 (安衛則第52条の7の3)	タイムカード等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握していないこと。	4.7.29

受領年月日 令和4年5月20日 (1) 枚のうち
受領者職氏名 (2) 枚目

様式第8号の2



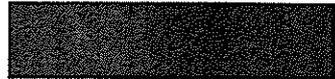
指 導 票

令和4年5月20日

世田谷区立上用賀保育園
区長 保坂 展人 殿

渋谷労働基準監督署

労働基準監督官
厚生労働技官
厚生労働事務官



あなたの事業場の下記事項については改善措置をとられるようお願いいたします。
なお、改善の状況については7月29日までに報告してください。

指 導 事 項

1 令和3年5月19日に発生した労働災害について、以下の事項に留意の上、再発防止対策を講じてください。

- (1) 洗浄作業に係る作業手順書を作成し、労働者に周知・徹底させること。
- (2) 掲示物等により、注意喚起表示を行うこと。
- (3) リスクアセスメントを実施し、必要に応じてリスク低減措置を講じること。

2 労働基準法に、労働時間、休日、深夜業等についての規定が設けられていることから、使用者には、労働時間を適正に把握する責務があります。

貴事業場においては、非常勤職員について出勤簿の押印のみで始業・終業時刻が把握されていない状況となっており、労働時間を適正に把握しているとは認められない状況にあります。

つきましては、別途お渡しするリーフレット「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、適正な労働時間の把握方法を検討いただき、その結果、採用することとした労働時間の把握方法及び当該把握方法を実行後1か月間の労働時間管理の状況について、令和4年7月29日までに労働時間の記録及び賃金台帳を添えて報告してください。

3 正規職員の労働時間について、賃金計算の基礎となる労働時間とICカードの打刻記録との間に相違が存在しているにもかかわらず、その相違が生じている原因を合理的に説明できない状況が認められます。

つきましては、適切な労務管理を行う観点から、

- (1) 実際の労働時間を適正に把握するための具体的な方策を講じた上で、その実施状況及

受 領 年 月 日 令和4年5月20日

受 領 者 職 氏 名



(2枚のうち1枚目)

様式第9号の2
(指導票統紙)

び実施後の労働時間管理の状況を、令和4年7月29日までに、労働時間の記録及び賃金台帳を添えて報告してください。その後も、労働時間管理の状況については、令和4年9月までの間、月1回、定期的に報告してください。

(2) 過去6か月間に遡って、上記関係記録等を示した上で各労働者から事実関係について聞き取りを行うなどの実態調査を行い、その結果と今後の改善策について、令和4年7月29日までに報告してください。

なお、当該実態調査の結果、差額の割増賃金の支払が必要な場合は、追加で当該差額を支払うとともに同種事案の再発防止のための具体的な方策を講じた上でこれらの事項について、併せて報告してください。

(2枚のうち2枚目)

令和4年7月13日
4世保育第291号

渋谷労働基準監督署長 様

世田谷区長 保坂 展



是正報告書

令和4年5月20日に貴署労働基準監督官より指摘を受けました事項について、是正期日が令和4年7月15日である下記の内容について措置を講じたので報告いたします。

記

1. 是正内容等

法令項等	違反事項	是正期日	是正内容
安衛法第20条第1号(安衛則第108条第1項)	機械の刃部のそうじ等を行う際に、当該機械の運転を停止していないこと。	令和4年7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・洗浄作業に係る作業手順書を作成し、労働者に周知・徹底させました。 ・掲示物等により注意喚起表示を行いました。 ・リスクアセスメントを実施し、必要に応じたリスク低減措置を講じました。 (別紙1～3参照)
安衛法第12条第1号(安衛令第4条)	常時50人以上の労働者を使用しているにも関わらず、衛生管理者を選任していないこと。	令和4年7月15日	選任予定者1名、令和4年10月に受験予定です。

※なお、令和4年6月3日の是正期日であった安衛法第13条第1項(安衛令第5条)、「常時50人以上の労働者を使用しているにも関わらず、産業医を選任していないこと」の指摘内容については、既に是正報告しております。

以上

令和4年7月27日
4世保育第291号-2

渋谷労働基準監督署長 様

世田谷区長 保坂 展



是正報告書

貴署労働基準監督官より指摘を受けました事項について、是正期日が令和4年7月29日、8月15日である下記の内容について措置を講じたので報告いたします。

記

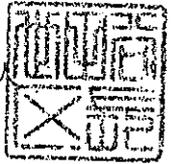
1. 是正内容等

法令項等	違反事項	是正期日	是正内容
安衛法第18条第1項(安衛令第9条)	常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、衛生委員会を設けていないこと。	令和4年7月29日	・令和4年7月27日に衛生委員会を実施しました。議事録については、作成次第提出いたします。
安衛法第66条の8の3(安衛則第52条の7の3)	タイムカード等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握していないこと。	令和4年7月29日	・令和4年6月21日からタイムレコーダーを設置し、タイムカードを使用した出退勤管理を行うようにしました。 (使用したタイムカードの写し及び賃金明細書の写しは別紙1参照。)
労基法第37条	時間外労働に対し、2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。 (不足額については、令和3年9月30日に遡及して支払うこと。)	令和4年8月15日	不足額については、今年度分(令和4年4月1日～5月24日)は令和4年7月給与にて支給済み、昨年度分(令和3年9月30日～令和4年3月31日)は令和4年8月給与にて支払うこととしています。なお、8月給与支払いが確認できる給与内訳書は別途提出いたします。 (不足分の集計記録、令和4年7月給与内訳書は別紙2参照。)

令和4年7月27日
4世保育第291号-3

渋谷労働基準監督署長 様

世田谷区長 保坂 展



指導票の指導事項に係る報告

令和4年5月20日に貴署労働基準監督官より指導を受けました事項について、報告期日が令和4年7月29日である下記の内容について措置を講じたので報告いたします。

記

1. 指導事項等

指導事項	報告期日	報告内容
<p>1. 令和3年5月19日に発生した労働災害について、以下の事項に留意の上、再発防止対策を講じてください。</p> <p>(1) 洗浄作業に係る作業手順書を作成し、労働者に周知・徹底させること。</p> <p>(2) 掲示物等により、注意喚起表示を行うこと。</p> <p>(3) リスクアセスメントを実施し、必要に応じてリスク低減措置を講じること。</p>	令和4年 7月29日	(1)～(3)について、令和4年7月13日に既に報告済です。
<p>2. 労働基準法に、労働時間、休日、深夜業等についての規定が設けられていることから、使用者には、労働時間を適正に把握する責務があります。</p> <p>貴事業場においては、非常勤職員について出勤簿の押印のみで始業・終業時刻が把握されていない状況となっており、労働時間を適正に把握しているとは認められない状況にあります。</p> <p>つきましては、別途お渡しするリーフレット「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、適正な労働時間の把握方法を検討いただき、その結果、採用することとした労働時間の把握方法及び当該把握方法を実行後1か月間の労働時間管理の状況について、令和4年7月29日までに労働時間の記録及び賃金台帳を添えて報告してください。</p>	令和4年 7月29日	<p>令和4年6月21日からタイムレコーダーを設置し、タイムカードを使用した出退勤管理を行っております。</p> <p>(労働時間の状況が分かるタイムカードの写し及び賃金明細書の写しは「是正報告書」別紙1参照。)</p>
3. 正規職員の労働時間について、賃金計算	令和4年	①労働時間管理について、

<p>の基礎となる労働時間とICカードの打刻記録との間に相違が存在しているにもかかわらず、その相違が生じている原因を合理的に説明できない状況が認められます。</p> <p>つきましては、適切な労務管理を行う観点から、</p> <p>(1) ① 実際の労働時間を適正に把握するための具体的な方策を講じた上で、その実施状況及び実施後の労働時間管理の状況を、令和4年7月29日までに、労働時間の記録及び賃金台帳を添えて報告してください。</p> <p>(2) ② その後も、労働時間管理の状況については、令和4年9月までの間、月1回、定期的に報告してください。</p> <p>(2) ③ 過去6か月間に遡って、上記関係記録等を示した上で各労働者から事実関係について聞き取りを行うなどの実態調査を行い、その結果と今後の改善策について、令和4年7月29日までに報告してください。</p> <p>(4) なお、当該実態調査の結果、差額の割増賃金の支払が必要な場合は、追加で当該差額を支払うとともに同種事案の再発防止のための具体的な方策を講じた上でこれらの事項について、併せて報告してください。</p>	<p>7月29日</p>	<p>所属長を中心に各職員の出退勤時間を月2回確認し、勤務開始・終了時刻と打刻時刻との乖離(30分以上乖離がある場合)がある場合、該当職員に聞き取りを行う等実態把握を行うことにいたしました。</p> <p>令和4年7月の労働時間管理において、乖離がありましたが、該当職員に聞き取りを行い実態把握を行いました(別紙参照)。</p> <p>②①で講じた管理方法を継続いたします。</p> <p>③実態調査の結果は、「是正報告書」別紙2のとおりです。改善策は①のとおりです。</p> <p>④実態調査の結果判明した差額の割増賃金の支払いは、今年度分は令和4年7月給与にて支給済み、昨年度分は令和4年8月給与にて支払うこととしています。改善策は①のとおりです。なお、同事項は、7月13日付是正勧告書に対する是正内容の中でも報告いたします。</p>
--	--------------	---